

(論文内容の要旨)

本研究は高麗官僚機構の内部構造につき、(1)「国王の意思決定」の観点から、(2)「流品の構造」の観点から分析する。

序説「高麗時代史の概観——官制と外交」は、本研究の導論として、高麗時代の国際関係の推移を論じる。中国の歴代諸王朝から「冊封」を受けていた高麗では、その宗主国との「事大」の関係が、国内の政治や制度のあり方を根底において規定する。官僚制度もまた、宗主国との関係にともなう様々に変遷したが、その沿革は基本的には「自主・独立」の官制と、「事大」の官制との相克として捉えられる。言い換えれば当時の官制のあり方から、高麗の人々の国際認識や民族意識のあり方を端的に指摘することができる。

第一部「官僚機構と王権」では、最高権力者である国王の命令が、各級官僚機構を通してどのようにして策定され、どのようにして施行されていったのかを、主として命令文書の書式の分析を通して検討する。高麗は専制君主を戴く君主制の国家であるが、君主の権力は必ずしも絶対的なものではなく、むしろその権力基盤は官僚機構を構成する貴族・官人層との協調のうえに置かれている。国王の命令文書の書式は、当時の王権の基本的な性格と、その王権のもとに組織される官僚機構の編成原理を最も端的に示しているが、この点について第一章から第四章まで、おおむね時代的な推移に沿って論証する。

第一章「高麗国初の広評省と内議省」は、成宗朝において高麗の官制が確立する以前の官制、つまり高麗国初の官制を分析する。国初の官制は先行する新羅や泰封の官制を継受したが、それは唐の三省制度を踏まえながらも、それとは別個の固有の原理によって構築されている。高麗国初の広評省は、新羅時代の「和白」を継承して外廷の貴族・官人勢力の意思を代表する機能を果たした。これに対し、宮中における国王の秘書機関としては内議省が存在したが、この内議省は、後に宰相府である内史門下(中書門下)へと発展する。

第二章「高麗睿宗朝における意思決定の構造」は、成宗朝に確立し、文宗朝に集大成された高麗前期の官制について、主として睿宗朝に焦点をおいて略述する。ここでは特に尹 頤の「九城の役」を具体例とし、その過程で高麗の王権とその王権のもとに組織された官僚機構とが如何なる手続きのもとに意思決定を行ったか、を分析する。結論として、国王の意思決定に直接参与するものは、官僚機構の中でも「三品以上」及び「侍臣四品以上」の官人層に限られていたとし、これを高麗の「最上級官人層」として定義づける。

第三章「高麗時代の銓選と告身」は、王朝時代の政治において最も重要視されていた人事行政のあり方について、これを官職任免の辞令書である「告身」の書式分析に即して検討する。第二章で明らかにした官僚機構内部の階層的な構造秩序は、ここでも「制授告身」、「勅授告身」や、「中書門下制牒」、「尚書吏部教牒」という辞令書の書式の区別を通して具体的に確認できる。しかし、高麗前期に行われていた告身の制度は、武臣の乱以降、高麗後期においては大きく変化するが、それは「政房」の設置による人事行政の変質を反映するものであり、延いてはそれが当時の王権の専制化（恣意的専制化）の趨勢を示していることを論証する。

第四章「高麗時代の宰相制度——合坐制とその周辺」は、第二章で略述した国王の意思決定を輔弼する「宰相」の制度について、その運用の原理を解明する。高麗時代、官僚機構を構成する各級官庁の基本的な運営原理として機能していたのは合議制（円議）と委員制（掌務）であるが、この原理は宰相会議においても宰相の「合坐」、及び六部・寺監の兼職や都監の制度として貫徹した。しかし、権力構造の変質に伴って宰相会議の構成員の肥大化が進むと、高麗後期においては宰相会議の基礎をなす合議制、及び委員制の原則が行き詰まりを示し、それが高麗後期における権臣の跋扈や側近政治の展開をもたらすことを論証する。

第二部「流品の構造」では、第一部で明らかにした官僚機構内部の階層秩序に、高麗社会全体の身分構成がどのような形で反映されているのかを検討する。具体的には官僚機構を構成する個々の官人について、その社会的な出自や昇進のあり方を分析し、官僚機構の身分構成を通して社会全体の身分構成を展望することが第二部

の主題となる。

第五章「高麗官僚制度の概観——外官への例調を中心に」は、高麗前期（武臣の乱以前）を中心として、この時期に活躍した人物の伝記資料、とりわけ「墓誌銘」を活用しながら、高麗官人一般の昇進経路の模式化を試みる。高麗の官人は科挙・門蔭・吏職のいずれかの資格を以て「初入仕」を許され、文散階及び同正職などの階官を獲得すると、一旦は地方の州県官に任用され、次に王京に還って権務官に任用される。その後、参外官（未常参官）を歴任して再び州県官に転出し、そこで成績を残したものだけが、政界の中堅である「常参官」に昇進することを許される。昇進は個人の能力の問題であるが、そこには社会的・身分的な出自によって様々な制約が加わる。この章では官人の昇進のあり方を通して官僚機構内部の階層秩序を分析するとともに、そこに反映される社会的・身分的な階層秩序の解明をも試図する。

第六章「高麗より朝鮮初期に至る進士概念の変遷」は、昇進のあり方に最も重大な影響を及ぼす「科挙」の制度について、これを学校制度との関連において考察する。高麗時代、貴族の子弟（国子）は国子監に学籍を置き、国学の進士（国子進士・太学進士・四門進士）として礼部試（東堂）に赴いていたが、地方郷吏の子弟は「郷貢進士」として礼部試に赴き、同時に国学の「進士」としての資格を得るために、国子監における礼部試の予備試験である「国子監試」をも併願して受験した。このため国子監試は、本来、国学生を対象とする礼部試の予備試験であったものが、国学生以外のものに国学の「進士」としての資格を与える試験、すなわち国学の入学試験としての性格をも併せ持つことになったことを論証する。

第七章「高麗時代の内侍と内僚」は、官僚機構の中で外廷の一般官僚とは区別される内廷の官僚に着目し、その出自・機能や昇進について検討する。内廷に奉仕する宦官や官奴隷は、文武班の一般官僚と区別して「南班」と呼ばれ、その昇進は七品以下の南班参外職に制限されていた。ところが高麗後期には宦官や官奴隷などの「賤系人」の政界進出が進み、これらは文武班の一般官職や、さらには宰相職にまで進出していくようになる。その背景として、従来、貴族・官人層との協調のうえ

に権力基盤を構築していた王権が、その権力基盤の動揺に伴って内廷勢力への依存を高め、内廷を中心とする政局運営によって専制化（恣意的専制化）の傾向を強めていったことを指摘し、このような「賤系人」の政界進出に対する反発から、やがて「朱子学」の理念に基づく政界の再編を唱える新興士大夫層が擡頭していったことを展望する。

第八章「高麗事元期における官品構造の変革」は、「流品」の基準となる「一品」から「九品」までの官品の構造が、忠烈王三十四（1308）年の官制改革を画期として、それ以前とそれ以後とで大きく異なっていることを指摘する。高麗前期の官品構造は、三品以上（最上級官人層）、五品以上（上級官人層）、七品以上（中級官人層）、九品以上（下級官人層）の四つの階層に分節され、それぞれが古典的身分概念としての卿・大夫・上士・中下士に対応していたが、忠烈王三十四年の改革以降、この分節構造は二品以上（最上級官人層）、四品以上（上級官人層）、六品以上（中級官人層）、九品以上（下級官人層）の分節構造に置き換えられていく。この改革は、直接には上国・元朝の官制と連動させる意図のもとに行われたが、同時に第四章で指摘した宰相会議の肥大化や、第七章で指摘した「賤系人」の政界進出に対する反発から、冗官を廃して「流品」の整飭を進め、朱子学の理念に基づいて士庶の区別を明確にしようとする意図が働いていたことを論証する。さらに、この官品構造の変革の事実を前提とすると『高麗史』百官志の記述にはいくつかの矛盾が存在することを指摘し、『高麗史』百官志に対する文献批判を展開する。

結論「朝鮮前近代における王権の素描」は、第一部、第二部を通して明らかにした官僚機構内部の構造と、そこに反映される高麗社会の身分的な階層秩序を踏まえて、その全体を統治する高麗の王権の特質を解明し、これを古代・新羅時代から近世・朝鮮時代に至るまでの全体史のなかに位置づけることで、高麗時代の「中世」としての位相を見定めることを目的とする。高麗の王権は骨品制社会の崩壊のなかで、新羅末に擡頭した地方豪族層を基盤に成立したが、この豪族たちは高麗太祖の「氏族分定」によって郷貫・氏族を登録され、中央政府に入仕する資格を有する支配階層として位置づけられた。太祖の「氏族分定」によって成立した「土姓」家門

は、科挙及び門蔭の制度を通して上級官職を独占したが、これに対して「氏族不録」、「氏族不付」の雑姓庶人は、科挙の受験資格を制限され、また門蔭の資格からも排除された。ところが高麗後期に入ると、権門による権力の独占を通して官界における身分秩序が変動し、雑姓庶人や雑類などが新たに「流品（流内官）」へと進出する。こうした社会的・身分的秩序の変動に対する反発から、朱子学の理念に基づく「流品」の整飭を唱える新興士大夫層が擡頭し、この新興士大夫層と李成桂軍閥とが結びつくことによって、高麗朝から朝鮮朝への易姓革命が行われたと結論づける。

附篇「参考論文」の三篇は、本篇の議論を確認し、それぞれの論拠を補強する。第一「国子監試に関する諸説の検討」では、高麗の科挙制度のなかでもその位置づけについて最も見解の分かれている「国子監試」を取り上げ、本篇の理解に基づいて諸説の是非を検討する。第二「尚書都官貼の分析」では、吏文（吏読文）によって作成された当該の文書の書式を分析し、王命文書の出納の過程を復元する。第三「高麗王言考——または『高麗史』諸志の文献批判」では、高麗時代の王言制度、すなわち国王の命令文書の様式について検討し、特に「判」の王命の検討を通して『高麗史』諸志に対する文献批判を試みる。『高麗史』諸志に対する批判的な姿勢は、本研究全体に通底する。百官志に述べる「文宗朝」の官制の記述は、少なくともその一部は「文宗の旧制」への回帰を謳った恭愍王五（1356）年の官制の引き写しにすぎないとする。

(論文審査の結果の要旨)

高麗官僚制にかかわるまとまった研究といえば、日本ではこれまで周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』（1980年公刊）がほとんど唯一あるだけであった。本論文は、論者によるここ20年以上に及ぶ研鑽の集大成である。本論文の成果と意義とを論ずるにあたっては、先行する周藤による研究とこれとをまず対比し、さらに進展著しい韓国における研究にも論及するのが、最もわかりやすいであろう。

周藤はもともと中国唐宋時代史の専門家であったし、論者も中国史研究に重点を置く本学の東洋史学科で学んだ。高麗官僚制は中国官僚制の影響を強く受けたものであったから、両者の研究ではともに中国史に関わる豊かな知識が如何なく発揮され、これがそれら論述の強みとなっている。ところが一方で両者の視角は、このように相似たテーマでありながらこんなにも大きく違うものかと思わせるほど、大きく違っている。

最も大きな違いとしてまず指摘すべきは、周藤が高麗官僚制に与えた中国官僚制の影響を強調しつつ、高麗における諸官庁あるいは諸官職について、徹頭徹尾中国のそれと対比しつつ静態的に描いたのに対して、論者の視角は常に高麗国内における官制の変化に注がれている点である。この意味で、論者の叙述は著しく動態的である。

論者が高麗における官制の変化をもたらした要因として最も重視するのは、中国との外交関係の変化である。本論文は官僚制度の研究でありながら、この種の研究では珍しく「高麗時代史の概観—官制と外交—」と題する一章がその序説として配されている。高麗はその成立から滅亡に至るまで、中国の宋朝、遼朝、金朝そして元朝などといかなる関係を持つかが国家の重大問題であり、これらへの服属と自主の度合いに応じてあるいは官庁名や官職名を変更し、あるいは官制を組み変えた。たとえば元朝との間で事大関係が強まった時期には、この宗主国の官制に配慮してこれと整合するように調整を図り、自国官制の改革を行った。論者は高麗末期忠烈

王三十四（1308）年になされた官制改革がまさしくそれであったとし、どのような組み替えがなされたのか詳説する。この種の視点は周藤による研究ではまったく見られなかっただけでなく、これが後に述べる『高麗史』百官志に見える誤りの指摘と結びつく点で、韓国における研究と対比してもユニークである。

論者が高麗官僚制を動態として把握する視角を持ったのは、当時の官僚制が社会の変化とどのようにリンクしているのか、あるいは個々の官僚たちが科挙出身、門蔭出身、吏職つまり胥吏出身という官界での出発点の違いに応じて、その後の昇進ルートがどのように違ってくるのか、研究を始めた段階から関心を持っていたからでもある。ここに宮崎市定による科挙や九品官人法の研究、あるいは梅原郁による宋代官僚制度の研究の強い影響を見いだすことができる（第五章、結論）。これらはやはり周藤による研究にまったく見られないだけではなく、韓国における研究に比べても独自であり、特に昇進ルートにかかわる叙述は生彩あるものとなっている。

本論文が世界の学界で最も大きな成果として主張しうるのは、高麗官僚制を研究とする上でその出発点とされ、これまで無批判に受け入れられてきた『高麗史』百官志の一部の記述に、重大な誤りがあることを始めて指摘したことであろう（主に第八章）。『高麗史』百官志には、文宗期（1047年から1082年）に定められた官制であるとして、実際の職務である「官職」がそれぞれ一品から九品までの官位の中で何品であるか、つまり官僚体系の中でどの「位階」をしめるか、が記される。ところが文宗期以降に官僚となった者について墓誌銘などによりその職歴を洗ってみると、彼らが即いた「官職」と『高麗史』百官志に定める「位階」とは、ほとんど一致しない。論者によれば、墓誌銘などで記される「官職」が『高麗史』百官志に記載される「位階」と一致するようになるのは、ようやく先に述べた高麗末忠烈王三十四（1308）年の官制改革以後のことと言う。その後、恭愍王五（1356）年にも官制改革が行われるが、この時の改革は「文宗の旧制に復した」と称される。従って『高麗史』の編纂者は百官志を叙述するに当たって、「文宗の旧制に復した」と称される恭愍王五年の官制を「文宗期に定められた」として無批判に「貼り付けた」に過ぎない、と論者は断ずる。周藤をはじめとして何人か

の韓国の研究者もこれまで、地方官が実際に就いた「官職」及び彼らが実際に持った「位階」と、『高麗史』百官志に記されたものとにずれがあることに幾分かは気づいていた。ところがこれまで『高麗史』の記述をそのまま鵜呑みにしてきたため、そこに矛盾があり大きな問題があることに気がつかなかったのである。論者による今回の指摘は、高麗官僚制の研究にとっては大発見であると言ってよいものであって、これは今後の学界に『高麗史』そのものに対する文献批判がなされることを促すであろうし、論者自身すでに一部その先鞭をつけている（附篇参考論文第三）。また『高麗史』百官志にこのような誤りがあることを前提にすれば、これまで定説のようにされてきた事柄についても書き換えが可能となる。たとえば本論文で、高麗では中国唐代と違い中書門下省と尚書省という二省体制であった、とする通説を斥けるにいたったのも、これによる。

本論文の最も大きな意義はおおよそ以上の通りであるが、このほか王命文書の書式、あるいは王命の形成過程を具体的な事例をもとに分析することを通じて、官僚機構の内部構成を明らかにした点（第一章から第四章）、高麗における進士の概念をより整合的に解釈した点（第六章、附篇参考論文第一）なども、大きな功績である。

本論文にはこのような大きな創見、あるいは通説に対する大胆な挑戦が数多く見られるが、もちろん問題もある。最も問題とすべきは、とぼしい史料状況の中で論者が課題にシャープに切り込んだがゆえに、そこで提起されたいくつかの論点についてはかえって「仮説」と言わざるを得ない域になおとどまる点であろう。しかし一方ではこの鋭い切り込みにより、学界に対して様々な新しい問題を提起し得ていることも間違いないところである。残念ながら日本国内においては現在、高麗官僚制の研究といえばほとんど論者の独壇場と言ってよく、論者による貴重な提言の多くはここしばらくの間、国内の他の研究者によっては検証されぬままに終わるであろう。本論文が一日も早く韓国語訳されることを切に願う所以である。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の論文として価値あるものと認められる。なお2009年3月18日、論査委員三名が論文内容とそれに関連し

た事柄について口頭試問をおこなった結果、合格と認めた。